

No	資料名	タイトル	頁						質問	回答
1	富田林市建設工事等の前払金、中間前払金及び部分払金取扱要綱	前払金の請求について	1	第2条	(1)	4	(1)		前払金の請求について、富田林市建設工事等の前払金、中間前払金及び部分払金取扱要綱第2条(1)において「公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)が保証する工事の経費 当該経費の4割を超えない額」とあり、第2条4(1)において、「継続費又は債務負担行為の契約 当該契約に基づく各会計年度の年割額に応じた出来高予定額」とあります。当事業においては、例えば、令和8年度当初に施設整備費用の支払限度額85,700千円の4割にあたる金額までを前払金としてご請求できるものと考えてよいでしょうか。また、支払限度額とは別に出来高予定額が設定されているのであれば、ご提示願います。	前払金については、建設業務は当該年度の出来高予定額の4割まで、設計業務は出来高予定額の3割までの金額を請求することができます。なお、出来高予定金額(税込)については、 ・令和8年度:95,200千円 ・令和9年度:356,600千円 ・令和10年度:2,455,500千円
2	富田林市建設工事等の前払金、中間前払金及び部分払金取扱要綱	部分払金の額	1	第3条					「当該会計年度の部分払金額」とは、「当該会計年度に既に支払済みの部分払金額」という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	その他	全般	-						落札後、事業者が着工(解体)開始できる年月をご教示ください。	令和8年4月1日以降は公園を閉鎖いたしますので、契約書等に基づき、本市と協議の上、事業者の判断で着手していただいて差し支えございません。
4	その他	-	-						諸室性能表をご提示いただけないでしょうか	諸室性能表については、業務要求水準書の記載とおります。